

地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等
<p>(有給休暇)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 子の看護等休暇及び介護休暇は、期間の定めのない職員の例による。</p> <p>10 (略)</p> <p>(非常勤職員の有給休暇)</p> <p>第 31 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 療養休暇は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 6 箇月以上の雇用が定められている者又は 6 箇月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で 1 年間の勤務日が 47 日以下の者を除く。）が、傷病（前号に掲げる場合を除く）のため療養を要すると認められる場合 当該雇用の日から 1 年間につき <u>10</u> 日の範囲内で必要と認める期間（ただし、当該 1 年間の内に 6 箇月以上の期間をもって雇用が更新された場合であっても、当該 1 年間の日数は <u>10</u> 日を限度とする。なお、時間単位で取得した場合は、勤務を割り振られた期間のうち 1 日の勤務時間が長い日の勤務時間をもって 1 日に換算することとする。）</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(有給休暇)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 子の看護休暇及び介護休暇は、期間の定めのない職員の例による。</p> <p>10 (略)</p> <p>(非常勤職員の有給休暇)</p> <p>第 31 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 療養休暇は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 6 箇月以上の雇用が定められている者又は 6 箇月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で 1 年間の勤務日が 47 日以下の者を除く。）が、傷病（前号に掲げる場合を除く）のため療養を要すると認められる場合 当該雇用の日から 1 年間につき <u>2</u> 日の範囲内で必要と認める期間（ただし、当該 1 年間の内に 6 箇月以上の期間をもって雇用が更新された場合であっても、当該 1 年間の日数は <u>2</u> 日を限度とする。なお、時間単位で取得した場合は、勤務を割り振られた期間のうち 1 日の勤務時間が長い日の勤務時間をもって 1 日に換算することとする。）</p> <p><u>(3) 6 箇月以上の雇用が定められている者又は 6 箇月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で 1 年間の勤務日が 47 日以下の者を除く。）が、インフルエンザ発症に伴う療養を要すると認められる場合</u> 前号とは別に、当該雇用の日から 1 年間につき 3 日の範囲内で必要と認める期間（ただし、当該 1 年間の内に 6 箇月以上の期間をもって雇用が更新された場合であっても、当該 1 年間の日数は 3 日を限度とする。なお、時間単位で取得した場合は、勤務を割り振られた期間のうち 1 日の勤務時間が長い日の勤務時間をもって 1 日に換算することとする。）</p> <p><u>(4) 6 箇月以上の雇用が定められている者又は 6 箇月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で 1 年間の勤務日が 47 日以下の者を除く。）が、新型コロナウイルス感染症発症に伴う療養を要すると認められる場合</u> 前 2 号とは別に、当該雇用の日から 1 年間につき 3 日の範囲内で必要と認める期間（ただし、当該 1 年間の内に 6 箇月以上の期間をもって雇用が更新された場合であっても、当該 1 年間の日数は 3 日を限度とする。なお、時間単位で取得した場合は、勤務を割り振られた期間のうち 1 日の勤務時間が長い日の勤務時間をもって 1 日に換算することとする。）</p>	<p>・「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」とする改正</p> <p>・非常勤職員の私傷病に係る療養休暇について、与えられる全日数を有給とする改正</p>

新	旧	改正理由等
<p>4～8 (略)</p> <p>9 子の看護等休暇及び介護休暇は、1週間の勤務日が3日以上(週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあっては1年間の勤務日が121日以上)の者について、人事部長が別に定めるところにより、有給休暇又は無給休暇として与えることができる。この場合において、子の看護休暇については就業規則別表第2の9の項の規定中子の看護休暇に関する部分を、介護休暇については就業規則別表第2の11の項の規定中介護休暇に関する部分を準用する。</p> <p>(非常勤職員の無給休暇)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 療養休暇は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>3・4 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。</u> <u>(非常勤職員の療養休暇に関する経過措置)</u></p> <p><u>2 施行日前に改正前の第31条第3項第2号から第4号の規定により与えられた療養休暇については、改正後の第31条第3項第2号の規定により与えられた療養休暇とみなす。</u></p>	<p><u>ととする。)</u></p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 子の看護休暇及び介護休暇は、1週間の勤務日が3日以上(週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあっては1年間の勤務日が121日以上)の者について、人事部長が別に定めるところにより、有給休暇又は無給休暇として与えることができる。この場合において、子の看護休暇については就業規則別表第2の9の項の規定中子の看護休暇に関する部分を、介護休暇については就業規則別表第2の11の項の規定中介護休暇に関する部分を準用する。</p> <p>(非常勤職員の無給休暇)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 療養休暇は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 所属長は、1週間当たりの勤務時間が29時間の者及び1週間当たりの勤務時間が29時間未満の者のうち1週間の勤務日が5日以上(週以外の期間によって勤務日が定められている者)にあっては1年間の勤務日が217日以上)の者で6箇月以上の期間をもって雇用された者が、傷病のため療養を要すると認められる場合(前条第3項及び前号に掲げる場合を除く。)においては、当該雇用の日から1年間につき8日の範囲内で必要と認める期間(ただし、当該1年間の内に6箇月以上の期間をもって雇用が更新された場合にあっても、当該1年間の日数は8日を限度とする。)について療養休暇を与えることができる。なお、時間単位で取得した場合は、勤務を割り振られた期間のうち1日の勤務時間が長い日の勤務時間をもって1日に換算することとする。</u></p> <p>3・4 (略)</p>	